

記者発表資料
令和4年3月17日
復興・危機管理部復興・危機管理総務課
担当：白鳥，佐野，亀谷
電話：022-211-3433

令和4年福島県沖を震源とする地震にかかる
災害救助法の適用について

1 災害の概要

令和4年福島県沖を震源とする地震により，多数の者が生命又は身体に危害を受け，又は受けるおそれが生じていることから，宮城県は13市20町1村に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【宮城県】 石巻市 (いしのまきし) 塩竈市 (しおがまし) 気仙沼市 (けせんぬまし) 白石市 (しろいしし) 名取市 (なとりし) 角田市 (かくだし) 多賀城市 (たがじょうし) 岩沼市 (いわぬまし) 登米市 (とめし)	3月16日	福島県沖を震源とする地震により，多数の者が生命又は身体に危害を受け，又は受けるおそれが生じており，継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
栗原市 (くりはらし) 東松島市 (ひがしまつしまし) 大崎市 (おおさきし) 富谷市 (とみやし) 刈田郡蔵王町 (かっただんざおうまち) 刈田郡七ヶ宿町 (かっただんしちかしゆくまち) 柴田郡大河原町 (しばたぐんおおがわらまち) 柴田郡村田町 (しばたぐんむらたまち) 柴田郡柴田町 (しばたぐんしばたまち) 柴田郡川崎町 (しばたぐんかわさきまち) 伊具郡丸森町 (いぐぐんまるもりまち)	3月16日	福島県沖を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
亶理郡亶理町 （わたりぐんわたりちょう） 亶理郡山元町 （わたりぐんやまもとちょう） 宮城郡松島町 （みやぎぐんまつしままち） 宮城郡七ヶ浜町 （みやぎぐんしちがはままち） 宮城郡利府町 （みやぎぐんりふちょう） 黒川郡大和町 （くろかわぐんたいわちょう） 黒川郡大郷町 （くろかわぐんおおさとちょう） 黒川郡大衡村 （くろかわぐんおひらむら） 加美郡色麻町 （かみぐんしかまちょう） 加美郡加美町 （かみぐんかみまち）	3月16日	福島県沖を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
遠田郡涌谷町 （とおだぐんわく やちょう） 遠田郡美里町 （とおだぐんみさ とまち） 牡鹿郡女川町 （おしかぐんおな がわちょう） 本吉郡南三陸町 （もとよしぐんみ なみさんりくちょ う）	3月16日	福島県沖を震源とする地震によ り、多数の者が生命又は身体に危害 を受け、又は受けるおそれが生じて おり、継続的に救助を必要としてい る。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

2 これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等